

令和6年第11回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年11月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (0名)

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第56号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第57号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第58号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第59号	農用地利用集積計画の策定について(貸借)
議案第60号	農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)
議案第61号	農用地利用集積計画の策定について(売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 11 番 (上田)

議事録署名人 14 番 (宮澤)

開 会 令和6年11月25日 午後2時58分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和6年第11回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。

それでは、まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先日の長野県農業委員会大会に御出席いただきましてありがとうございます。先日の長野県農業委員会大会に御出席いただきましてありがとうございました。

70周年記念のほうも無事に終わりました。皆様の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

もうじき師走になります。また、大分日も短くなってまいりましたので、慎重審議をしていただくのはもちろんであります。議事が速やかに進むことと早めに終わりますことをお願い申し上げまして、簡単であります。よろしくお願いいたします。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございます。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。今回は16番伊藤宏美委員をお願いいたします。

16番 (伊藤 宏美君)

10月の頭に竜東の天竜河原の田んぼの稲刈りを父と2人でしました。毎年このことですが、もうほかの田んぼには誰一人おらず、最後の稲刈りをしました。そのときにいつも思い出すことがあります。

私が赤ちゃんの頃は、まだ手刈りで、はざかけの年代だったんですけれども、お蚕様のござを田んぼの角に敷いて、その上へ籠を置いて、その中へ毛布を敷いて、私はそこに寝かされていたと聞きました。それで、目が覚めると籠からはい出て田んぼの土を食べていたと、そういう話を聞きながら私は育ってきました。

それで、私が小学生くらいになると父がはざに稲わらで編んだ縄でブランコを作ってくれて、そこでちょっと遊んだりして、はざかけが始まるとほっぺに稲穂が当たりながら父や母に稲穂を渡したことを毎年思い出しながらお手伝いしております。

父の両親は体が弱かったものですから、父は、親の世代から自分の世代、私たちの世代まで、みんなを経済的に支えてくれて今に至っております。孫も全

員、高校まで卒業させてくれています。

周りの田んぼで大きな機械を使ってあっという間に田植も済ませたり稲刈りも済ませたりして別のところへ移動していく姿を見ると、ああうらやましいなと思ったりしていますが、ずっとこうやって家族を支えてくれた父のことを思い、父が現役で農業をやれている限りは今うちにある機械でゆっくりゆっくりと農業を手伝って、最後まで、父が納得いくまで農業をしてもらいたいなと思いつながり過ごしています。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和6年11月1日付、告示第11号をもって招集しました令和6年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において11番 上田佳子委員、14番 宮澤秀一委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

ここで議案第56号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項 議事参与の制限規定により、10番 [] は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔 [] 君 退場〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中割区、[REDACTED]の東1筆3,225㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、お手元の資料には「贈与」とございますが、こちらは売買の誤りですので、資料の訂正をお願いいたします。

あわせて、価格につきましては1㎡当たり37円となっております。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の西1筆25㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は申請地の相続が行われた際に誤って譲渡人の名義となっていたことが分かったため改めて許可を得て所有権の移転を行いたい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の南1筆119㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在農業倉庫として使用している土地を取得したい、譲渡人は申請地周辺の農地を譲受人に売却しており当地についても売却を行いたいというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (小平 裕一君)

1番についてですけど、申請地では現状は麦を作っておりまして、譲渡人には息子さんが一人いるらしいんですけど、もう農業はやらないということで、維持管理ができなくなるっていうことから誰かやってくれる人を探していたみたいなんですけど、農業委員の■■■■委員さんが譲渡人と条件も合うということで譲り受けるっていうことになりました。

今後については、■■■■は農業委員もやっているっていうことで、維持管理は特に問題ないものと判断しました。

以上です。

2 番 (中嶋 隆君)

2番ですけど、11月10日に現地を確認いたしました。

現地は道路を拡幅するという予定で、どうも隣接の■■■■から分筆してほしいと市のほうから言われたみたいです。それで分筆して、ここだけが残っているという土地です。

譲渡人は譲受人の兄弟なんですけど、相続のときに間違えて名義が違ってしまったということで、その訂正ということですよ。

3条としての申請には別に問題ないと思うんですけど、これは多分■■■■かどこかの話だと思うんですけど、分筆してほしいと言って分筆しておいて、それがずっと放置されているという状態で、そういうことで細々した農地が残っていくっていうのは、これでいいのかなという感じはします。

以上です。

9 番 (小松原 博君)

3番です。

現地を11月6日に氣賀澤会長と一緒に調査いたしました。

農地に関しましては3月の段階で取得しておりまして、そのときにも当然現地調査いたしております。そのときに建物が建っていたもんですから、それを後回しにしたっていうことで、今回の申請になりました。

見た感じでは特別問題ないと思ひまして、一応オーケーにしてあります。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

5 番 (倉田 益式君)

2番に絡んでの話なんですけれども、ちょっとお聞きしてみたいと思います。
毎年、現地確認なんかをやってこういうところが確認の場所として上がってくるんじゃないかと思うんです。去年は、どこだったかな、町4区かな、あの辺を回ったときにも、これと全く同じようなところ、どこからどこまでか見ても把握できないようなところがあったんです。

こういうところは、農業委員会で把握できるのか、都市計画のほうになるのか、または地方事務所になるのか、とにかく、こういうところを潰していかないと、おとしだったか去年だったか、確認するところがありますかって聞いたら1万か所ありますっていうことだったんです。

だから、まずこういうところを潰して、もうちょっと農業委員会としても本当に確認すべき場所を確認するようにしたいというふうに思いますので、善処願います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、また事務局で進めていただきたいと思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第56号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔 君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書4ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の東1筆400㎡となります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は現在借家にて一人住まいであるが、将来的に生活の補助をお願いしたいと考えているため息子夫婦の自宅に近い当地へ住宅と建てたいとなっております。

農地区分につきましては3種、付近に[REDACTED]ありで見えております。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番 (河上 邦和君)

これは、6月頃にこの奥を[REDACTED]の[REDACTED]にしたいということがあったんですけども、その頃、上田委員と一緒に現地を確認しました。あまりにも日にちがたっていたんで何か変わったことがあっちゃいかんと思って見てきましたけど、6月頃と同じでした。

場所的には[REDACTED]の前なんですけれども、黒塗りのところの西側が自分の畑で、北側は自分の田んぼです。それで、東西には10mの広い道路が開いております。

道路の東側はちょっと畑みたいになっているんですが、基本的には、お年寄りの住む専用住宅みたいな感じで、トイレとお風呂と、あと1部屋あってベッドを置いてっていう感じで、家の大きさも平屋建ての小さなうちですんで、周りに影響を与えることはないと思いますので、問題ないかと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (春日 知也君)

お願いします。

一応確認ですけど、近所の息子の家っていうのはこの地図でいくとどのあたりなんですか。

17番 (河上 邦和君)

息子ですか。

- 12番 (春日 知也君)
息子の家が近所にあるんで農地を潰して家にするっていうことですが、息子の家っていうのはどこにあるんですか。
- 17番 (河上 邦和君)
この位置図のすぐ西側のところにある [REDACTED] です。ここが息子さんの家だそうです。
- 12番 (春日 知也君)
分かりました。ありがとうございます。
あと、田んぼの水路は大丈夫なんですか。
当該地北側の田んぼはこの先も田んぼとして残るんだろうと思うんですけども、そこの水の取入口っていうのは大丈夫なんですか。
- 17番 (河上 邦和君)
私もそこまで確認しなかったんだけど、もうずっと何年も休耕田みたいな感じになっているところで、ちょっと水口まで見ませんでしたけれども、そうですね、田んぼを作るとなれば……。
あ、水口は、この家の前に東西の道路があるんですけども、そのすぐ横に水路がありますので、確認しませんでしたけど、多分そっちから取れるんじゃないかと思います。南側の道路のほうには全然川がありませんので、いいかと思えます。
- 12番 (春日 知也君)
ありがとうございました。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかに質問、御意見ありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 57 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主任 (竹村 直人君)
それでは議案書 6 ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、[]の北1筆139㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地（進入路）となっております。

理由でございますが、譲受人は現在申請地の隣地に居住しており自宅までの進入路を拡張するために当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成20年4月15日に農振除外認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、付近に[]、[]があるということで見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

市場割区、[]の南4筆、計2,976㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、貸し店舗用地。

理由でございますが、借受人は[]を営んでいるが[]の新規出店計画に伴い貸し店舗用地とするため当地を使用したい、貸付人は高齢であり農業経営規模を縮小するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年11月8日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種農地として見えております。あわせて、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

丸の印をつけた中の細長く黒塗りにした箇所が今回の申請地となっております。

町1区、[]の西2筆、計43.87㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地（進入路）。

理由でございますが、譲受人は隣接する土地に住居を建てるに当たり通路として利用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域。

農地区分につきましては3種で見えております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

町1区、XXXXXXXXXXの東1筆56㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、通路用地。

理由でございますが、譲受人は現在隣接する土地に車庫を所有しており自家用車が通る通路を拡張するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的2種、許可基準として非代替性で見えております。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、10月22日に現地確認を行いました。

道路の拡張と敷地の拡張という目的で、面積も非常に狭いんで問題ないというふうに思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番目は私ですので、私のほうから説明します。

転用目的は、ここにありますように、XXXXXXXXXXが転用しまして、それをXXXXXXXXXXに貸すという内容になっています。

それで、ここは「5-2」と書いてあるところにある道路と10mぐらいの高低差があります。排水が非常に気になりましたので確認しましたところ、雨水は地下浸透、それから汚水は農集排に排出するということです。

それで、雨水のほうなんです、当初は駒ヶ根市の条例にあります検査基準で雨水ますを設計しましたがけれども、非常に厳しいと、今の御時世、これでは

間に合わないんじゃないかということで、建設会社で使っています数式を使いまして当初計画より3倍くらい大きな雨水ますにして建設を進めるということです。雨水等にも問題ないと思っております。

参考としまして、この土地につきましては、農振除外をする際にここで審議していただきまして、一応農業委員会としては農振除外をしましょうということで認めた土地であります。

以上です。

22番 (小池 政幸君)

3番です。

■■■■の西側ということで、位置図の細い黒塗りのところです。

今はここにフェンスがあるんですけど、ここは赤線ってということで道路になっております。その道路脇のところの5-3を譲渡人が売るに当たって、ここだけが残ってしまったということらしいです。

それで、位置図の「5-3」とある「3」ところに家を建てるに当たって、ここに農地があるために入る場所がないということで、ここを購入するということです。

もともと通路になっていますので、これについては問題ないと思います。

それから、4番目もよろしいですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

お願いします。

22番 (小池 政幸君)

4番目は、町2区の■■■■の東のほうなんですけど、この位置図のように、道の奥に車庫がありまして、ここに車を止めているということです。

それで、ちょっと時期は分からないんですが、大きな車に乗り換えたために、ここに車を止めるに当たってどうしても通路が狭いということで、通路を1mぐらい広くしたいという話でございます。

これについては特に農地への影響等はありませんので問題なしというふう

に判断します。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (春日 知也君)

5-2の件なんですけれども、私は農振除外の申請のときに反対意見を述べました。理由は、伊南バイパスに面したところが商業地化するっていうのは分

かるにしても、そこから曲がってくる東の道も大きい道路だから、ここも商業地化していくんだってというようなことになっていくと、隣接の小町屋区の担当としては非常に困るわけですし、わざわざ農振を外してまで商業地化する必要はないというふうに申し上げた次第です。

それで、今回の転用につきまして私が賛成かっていうと、転用してそういうふうに使っていいと思っていないので、5-2の転用案件については、私はちょっとまだ反対です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

補足説明しますけれども、5-2につきましては、春日委員と私で現地確認しましたけれども、今、春日委員が述べられたように、春日委員としては反対なので意見書にもサインされておられません。

それで、この案件を提出するに当たっては、私のほうで責任を持って進めるということで進めております。これは、一応、事務局に確認した上で進めておりますので、参考として受け止めてください。

今の春日委員の御意見に対して何かありましたらお願いいたします。

5 番 (倉田 益式君)

私も春日委員の以前の意見についてはよく覚えています。前に一回、農業委員の中で、どうするのか、いいのか悪いのかっていうところを討議された部分でありますので、ちょっと今回もどうなのかと思っておりました。

ここは、農地から農地でないほうへ行くということなんで、どんどん宅地化されていくっていうのは、ある意味では仕方がないのかなって私は思っております。

位置図の黒く塗り潰したところの上、道を挟んで上——北側についても、何か月か前に5条申請が出て許可されていますよね。子どもさんがちょっと不自由な方で、トレーニング設備を含む家を建てたいということで、ここはいいということで許可したということを知っております。

春日委員の言われることももっともではあると思うんですけれども、いい道があって、それに面しているんで、ある意味では仕方がないのかなとも思っております。そんなところですけども、仕方がないかなというふうに私は思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

ほかにございますか。

ないようですので、今、倉田委員からもありましたように、一度ここで審議されております。それで、再度、決を採る必要はないのかなと思っております

が、この点はいかがですか。

春日委員の言われるように西側に宅地が広がっていく可能性はあると思います。

ただ、西側に出てきた件というのは、農業委員会としては今度からできる限り農地のまま残すというような形で対応する方向で進んでいきたいと、私、個人的には思っております。

ただ、そこには今まで許可した基準とか慣例とかがありますので、それが全てうまくいくとは思いませんけれども、一応、農業委員会の意思として、位置図の黒塗りしてあるところの左側の道路から西については農業用地として残していくという形で進めていくことで、今回のこの申請については、農振除外も済んでいることですので、一応転用手続きを認めるということで進めたいと個人的には思っておりますが、いかがですか。

2 番 (中嶋 隆君)

農振除外のときは農振除外のときで、ここはここで決は採るべきだと思います。それをやっていかないと、もう農振除外の許可が下りたものはみんな決を採ったことになってしまうんで、それだとこの場での審議の意味合いがなくなってしまうっていうことなんで、反対の意見があるんだとしたら、ちゃんとした議決をしたほうがいいと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに意見ございますか。

18番 (吉瀬 久司君)

農業委員としては農地がなくなるということは忍びない話なんですけど、当初、伊南バイパスができた段階で、道沿いはやむを得ないだろうということを駒ヶ根市として容認しているはずなんです。それが具体的に何mだったかっていうことは、ちょっと私もうろ覚えなんですけど、基本的にはやむを得んというのが前提にあると思いますので、これは認めざるを得ないところかなと私個人は思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

18番 (吉瀬 久司君)

もし分かったらですが、市の決まり、何mとか、50mだか100mだかっていう、バイパスに面したところからどうのこうのとか、そういうものがあるんですか。今日は分からないですけど、何か前に聞いたような気がするんです。

ただ、バイパスの沿線上はやむを得ないっていうのがあっていうのは聞いています。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

第4次・第5次総合計画においてもバイパス沿線については土地利用に当たって有効な土地の利用をするって書いてありますので、その判断になってくるかと思えます。一応、転用等についても、いわゆる大きな広い範囲を市としては規定していると思えます。

ほかにございますか。

5 番 (倉田 益式君)

昭和伊南総合病院がこちらのほうに移転するというのが市のほうから発表されましたので、それに伴って、こういう民間のスーパーマーケットだったりお店だったりかどんどんこちらに建てられるんじゃないかなと思えます。それは当然の流れだと思うんですけども、それに沿った流れがこの案件かなと思っているんです。

それで、福岡の駅から新しくできる病院のほうの道沿いにも、また新しい店舗なりが続々とできてくるような気もします。エリア的に、会長の家のある付近も近いということで、あの辺も、もう結構、大型店舗がどんどん建てられるような気もしています。もう、いちいちこれは駄目あれは駄目っていうのも…

…。

農業委員会としてまちづくりの面も併せて考えていく必要があるのかなと思えます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、先ほどの私の農振除外のときに決を採ったから云々ってことは、中嶋委員のおっしゃるとおりだと思いますので取り消させていただきます。

これを前提としまして、2番の転用に関しましては、農業委員の総意として進めるってことでよろしいという理解でよろしいでしょうか。

12番 (春日 知也君)

いつもどおり決を採らないんですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

採ります。

それでは決を採ります。

提案につきまして賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

反対の方は挙手を願います。

[反対者挙手]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、反対 2 名、賛成 22 名、農業委員につきましては賛成 17 名、反対 1 名ということで、一応この転用については認めるということで進めさせていただきます。

議案第 58 号に関しましてほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、今 2 番につきましては決を採りましたが、全体として議案第 58 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 59 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により、20 番 ■■■■■ 委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔■■■■■ 君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 59 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

それでは議案書 9 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。

申し訳ありませんが、1 か所訂正をお願いいたします。

9 ページ、借手の合計数が「32」となっておりますが、こちらは 31 でございます。申し訳ありませんでした。

公告年月日でございますが、令和 6 年 11 月 29 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 12 万 6, 635 m²、畑が 2, 449 m²、樹園地が 4, 110 m²、合計で 13 万 3, 194 m²でございます。

貸手が 39、借手が 31 です。

(2) 番 (3) 番の表についてはお目通しをいただき、10 ページ～15 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは、少し時間を取りますので確認をお願いいたします。
 それにあわせて地元委員のほうで何かあれば補足説明をお願いします。
 [各自黙読]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 地元委員の補足説明はないということによろしいですか。
 それでは、これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
- 2 番 (中嶋 隆君)
 毎回だけれども、新規のJAからのやつとそうじゃないやつって、どうも、それが実際の新規なのか、JAからのやつだと更新に近い代物になるんだけど、これもそうだし、次のものもそうなんだけど、ちょっと分かるようにしてもらえると、実際によく分かんただけ。
- 主 査 (高坂 貴和君)
 すみません。それでは内訳について御説明させていただきます。
 整理番号の1~5については新規となります。
 整理番号7番から、めくっていただきまして35番まではJAの円滑化からの更新となります。
 また、36番から47番までについては市の利用権の終期を迎えたものが引き続き更新となっております。更新となっているものは利用権が引き続きということになります。
- 2 番 (中嶋 隆君)
 これは次回から分かるように書いてもらうことはできますか。
- 主 査 (高坂 貴和君)
 番号で分けるような記述にさせていただきたいと思いますので、新規のものは百番台から始めるような形で区分させていただきたいと思います。
 申し訳ありませんでした。
- 2 番 (中嶋 隆君)
 本当の新規なのか、そうじゃないのかってところがよく分からないんです。
 だから、実際に集積したのは今言う5番までで、あとは今までどおりっていうことですね。
- 主 査 (高坂 貴和君)
 そのとおりです。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 それでは、資料のほうはそういうふうにしていただけるっていうことでの

で、次回以降は変えていただくことと、資料の見方の説明もしていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 59 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔 君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第 60 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

議案書 16 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 6 年 11 月 29 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 4 万 9,339 m²、畑 3,221 m²、10 年が田 1 万 8,079 m²、畑 495 m²、合計 7 万 1,134 m²でございます。

貸手が 24、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

17 ページ～25 ページが利用権設定各筆明細となっております。

17 ページの 2001 番から 23 ページの 2027 番までが J A の円滑化事業からの更新のものとなっております。

そして、24 ページ、25 ページにある「更新」となっているものは、中間管理事業で受けていたものの更新という形になります。

今回の中間管理事業の中に全くの新規は入っておりません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これも量が多いですので、少し時間を取りますので確認をお願いいたします。

それにあわせてまして地元委員から補足説明があるようでしたらお願いいたします。

〔各自黙読〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 60 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 61 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 次 長 (山本 孝浩君)
それでは議案書 26 ページをお開きください。
議案第 61 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日は令和 6 年 11 月 29 日でございます。
売買の面積につきましては、田んぼが 4,467 m²、売買の件数につきましては 1 件でございます。
なお、この売買について 11 月 11 日に農地あっせん審査会を開催しております。
27 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。
長野県農業開発公社から ■■■■■ が買い受ける内容となっております。
こちらの対価につきましては 77 万 3,000 円となっております。
対象地ですが、28 ページの左側の図面となっております。下平区の ■■■■■ 北側に位置する農地でございます。
27 ページにお戻りください。
こちらの土地の所有権移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、いずれも令和 6 年 12 月 16 日でございます。
また、この農地の前所有者につきましては表の左下に記載をしておりますので、御確認ください。
以上、本件につきまして御審議をお願いいたします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 61 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 6 年第 11 回駒ヶ根市農業委員会……
- 25 番 (白川 眞武君)
総会の始まるときには出席人数 19 名ってということで始まっておりますけれども、さっき決を採ったときには総数が 24 名ということをおっしゃって、突然増えているわけです。それでしたら推進委員のも全部含めてトータルで出席者という形で入れていただきたいと思っております。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
もう御存じだと思いますけれども、一応、農業委員会の議決に対しましては農業委員の総意です。
それで、推進委員 6 名については議決権がないということで、法的にはそうなっております。これは同じにすべきではないかということが長野県及び全国の農業委員のほうから出てきているんですけども、現状ではそれが是正されていないという状況です。
それで、先ほど議決のときに言いましたが、最初は 24 名という話をしまして、改めて——18 名中と言ったかどうかちょっと定かではありませんけれども、農業委員としましては 1 名が反対というふうに区別させていただいたつもりであります。
ですので、一応、先ほど言いましたように、法律がそうなっておりますので、最初の出席人数につきましては現状どおり進めさせていただかざるを得ないということで私は理解しておりますし、事務局も同じ答えだと思います。
それで、議決につきまして私のほうで区別することは推進委員の方に大変申し訳ないと思っている部分がありましたので先ほどのような進め方をさせていただきましたが、今後につきましては農業委員のみでの議決という形で進めさせていただいて、白川委員の言われるような疑念が残らない議事運営をしていきたいと思っております。そんなふうに進めたいと思っておりますので、ぜひ御理解をお

願いたいと思います。

それでは、以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和6年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時55分